

2020.3.12

新型コロナウイルス感染症に関する情報 No 4

この度、政府が要請した全国一斉臨時休業を踏まえ、大多数の学校において臨時休業の措置が取られており、これに伴い学校給食が停止されたことにより、学校給食関係事業者には様々な影響が生じています。

このため、「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対策－第2弾－」において、学校給食休止への対応策が決定され、全国学校給食会連合会（都道府県学校給食会等）から学校の設置者に通知されましたので、お知らせします。

（別添）

また、食品納入業者・生産者等に対し、学校給食用に納入を予定していた野菜・果実等について、代替販路の確保に向けたマッチング等の支援及び販路が確保できない場合の慈善団体等への寄附のための輸送費等の支援を行うこととしておりますので、紹介します。

1 臨時休業に伴う学校給食休止への対応について

市町村に対し、学校給食の発注の取消等に当たり、影響を受けている事業者への食材費等の支払に要する額の3/4について、国が支援することとされました（学校給食費返還等事業）。

補助対象経費は以下のとおり。

学校臨時休業対策費補助金交付要綱 別記

【学校の設置者が負担した学校給食費等に相当する経費】

事業者に対して既に発注されていた食材にかかる違約金等（ただし、事業者が当該食材を転売できた場合、その売上金額分は除くものとする）

このため、貴団体におかれましては、臨時休業中の学校給食費（食材費）について、

- ① 学校設置者と直接取引されている食材納入事業者、農業者等の方々におかれましては、取引をされている学校設置者に対し、

② 食材納入事業者等を通じて学校設置者に食材を納入している食品事業者、農業者等の方々におかれましては、食材納入事業者等に対し、それぞれ速やかに御相談していただきますよう、お知らせします。

2 フードバンク活用の促進対策及び生成利用の促進対策について

食品納入業者・生産者等に対し、学校給食用に納入を予定していた野菜・果実等について、代替販路の確保に向けたマッチング等の支援及び販路が確保できない場合の慈善団体等への寄附のための輸送費等の支援を行うこととしています。（別紙チラシを参照下さい。）

3 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う影響と国への要望について

報道によれば、近々、緊急経済対策として補正予算が組まれるとの情報があります。情報 No1 でもお知らせしていますが、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う影響に対処するため、各々の団体として国への具体的な要望があれば早急にお知らせください。

様式は定めませんが、可能な範囲で、要望の背景についても情報提供頂ければ幸いです。

【本件のお問合せ先】

企画調査部 武石 (takeishi@shokusan.or.jp 03-3224-2365)
橋本 (hashimoto@shokusan.or.jp 03-3224-2368)
池田 (ikeda@shokusan.or.jp 03-3224-2379)

【国への要望の送信先】

メールの場合: jfia-kikaku@shokusan.or.jp
FAXの場合: 03-3224-2398

(別添)

元食産第 5292 号
元食産第 5350 号
令和 2 年 3 月 11 日

一般財団法人食品産業センター 会長 殿

農林水産省食料産業局
食品流通課長
バイオマス循環資源課長

臨時休業に伴う学校給食休止への対応について（周知依頼）

この度、政府が要請した全国一斉臨時休業を踏まえ、大多数の学校において臨時休業の措置が取られており、これに伴い学校給食が停止されたことにより、学校給食関係事業者には様々な影響が生じています。

このため、昨日（3月10日）、「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対策－第2弾－」において、学校給食休止への対応策が決定されるとともに、全国学校給食会連合会（都道府県学校給食会等）から学校の設置者に通知されることになりましたので、お知らせします。

1. 文部科学省においては、令和2年3月2日から春休みまでの臨時休業期間中の学校給食費（食材費）について、学校設置者に対し、保護者の負担とならないよう返還等を行うとともに、学校給食の発注の取消等に当たり、影響を受けている事業者に対する特段の配慮を行うよう、依頼したところです。

また、これに伴い市町村に対し事業者への食材費等の支払に要する額の3/4について、国が支援することとされました（学校給食費返還等事業）。

補助対象経費は以下のとおり。

学校臨時休業対策費補助金交付要綱 別記

【学校の設置者が負担した学校給食費等に相当する経費】

事業者に対して既に発注されていた食材にかかる違約金等（ただし、事業者が当該食材を転売できた場合、その売上金額分は除くものとする）

このため、貴団体におかれては、臨時休業中の学校給食費（食材費）について、

- ① 学校設置者と直接取引されている食材納入事業者、農業者等の方々におかれましては、取引をされている学校設置者に対し、
- ② 食材納入事業者等を通じて学校設置者に食材を納入している食品事業者、農業者等の方々におかれましては、食材納入事業者等に対し、

それぞれ速やかに御相談していただきますよう、貴団体の会員の皆さまに周知をお願いいたします。

2. また、食品納入業者・生産者等に対し、学校給食用に納入を予定していた野菜・果実等について、代替販路の確保に向けたマッチング等の支援及び販路が確保できない場合の慈善団体等への寄附のための輸送費等の支援を行うこととしています。

つきましては、貴団体におかれましては、別添の支援策（事業実施要綱等）について、貴団体の会員の皆様に周知いただきますようお願いいたします。

〈本件連絡先〉

1

農林水産省 食料産業局 食品流通課
平野、石黒（食品サービス第1班）
電話：03-3502-8267（直通）

2のうちマッチング支援

農林水産省 食料産業局 食品流通課
渡邊
電話：03-6738-6167（直通）

2のうち寄附のための輸送費等の支援

農林水産省 食料産業局 バイオマス循環資源課
三浦（食品リサイクル班）、五十嵐（総務班）
電話：03-3502-8111（内線：4315）

〈新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策－第2弾－〉

学校給食の休止に伴う未利用食品活用緊急促進事業のうち フードバンク活用の促進対策及び再生利用の促進対策

小学校・中学校等の一斉臨時休業により発生する、学校給食向けに未利用の食品を有効活用するため、食品関連事業者等に対して、
①フードバンクに寄附する際の輸配送費
②再生利用（飼料化・肥料化等）する際の輸配送費や処理費を支援します。

支援対象者

農林漁業者、食品関連事業者（製造・卸売・小売・外食）、学校設置者（都道府県・市町村）など
※フードバンク及び再生利用事業者は支援対象者ではありません。

支援の内容

1. フードバンク活用の促進対策

未利用食品をフードバンクに寄附する又はフードバンクと調整の上で福祉施設等に直接寄附する際に必要となる輸配送費

【支援額】
輸配送費(右図①) (注1)
・車両の扉車により行うもの
定額 (7,000円/t以内)
・小口配送便等により行うもの
定額 (70円/kg以内)

2. 再生利用の促進対策

やむを得ず廃棄することとなる未利用食品を再生利用する際に必要となる輸配送費及び再生利用事業者に対して支払う再生利用に係る処理費

【支援額】
輸配送費(右図②) (注2)
・車両の扉車により行うもの
定額 (7,000円/t以内)
再生利用に係る処理費(右図③) (注3)
定額 (32円/kg以内)

(注1) フードバンクへの輸配送費について

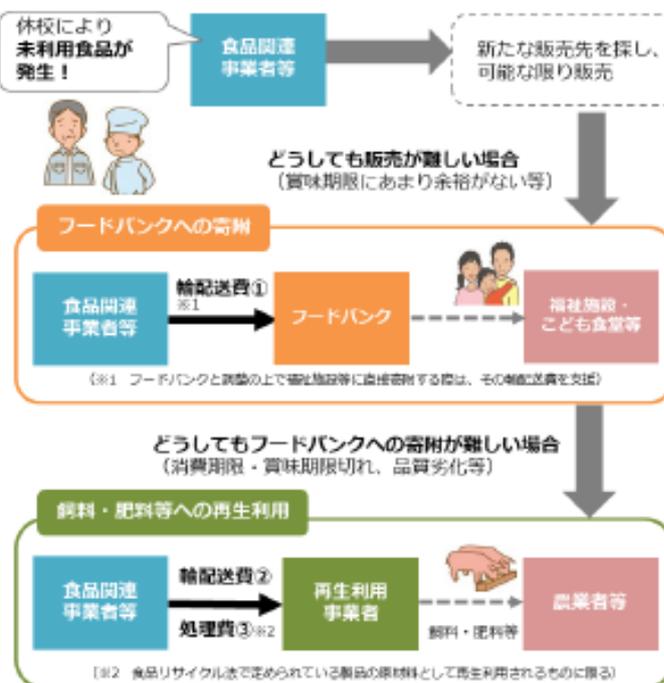
- ①事業実施主体からフードバンクに輸配送する費用
- ②フードバンクと調整した上で事業実施主体から需要地（福祉施設、子ども食堂等）に直接輸配送する費用が補助対象となります。
- 事業実施主体からフードバンクに輸配送した後に、フードバンクから需要地に輸配送する費用は補助対象外です。
- 事業実施主体、フードバンク又は需要地の運営に携わる者が、自ら輸配送する場合は補助対象外です。

(注2) 再生利用事業者への輸配送費について

- 事業実施主体が、自ら輸配送する場合は補助対象外です。

(注3) 再生利用に係る処理費について

- 事業実施主体が、自ら処理する場合は補助対象外です。



農林水産省

支援の要件

次に掲げる全ての要件を満たすこと。

- 新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校、中学校等^(※)の一斉臨時休業により発生する、**学校給食で活用する予定であった未利用食品の有効活用を図るものであること**

(※) 対象となる学校

国公私立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期課程）、特別支援学校、夜間課程を置く高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）

- 令和2年2月27日（木）～3月31日（火）の間に、**有効活用（フードバンクへの寄附、再生利用）を行うもの**

- 対策ごとに次の要件を満たすこと

1. フードバンク活用の促進対策

- (ア) 事業実施主体が、未利用食品をフードバンクに寄附する取組であること。
- (イ) 需要の減少やこれに伴う取引先からの注文のキャンセル等により、やむを得ず発生し、代替販路が確保できない未利用食品であること。

2. 再生利用の促進対策

- (ア) 事業実施主体が、未利用食品を再生利用事業者に、飼料、肥料等製品^(※)の原材料として利用するために委託又は譲渡する取組であること。
- (イ) 需要の減少やこれに伴う取引先等からの注文のキャンセル等により、やむを得ず発生し、代替販路の確保や「1. フードバンク活用の促進対策」による寄附等食品としての活用が困難な未利用食品であること。

(※) 再生利用の製品について

・以下の製品に再生利用する場合に補助対象となります。

飼料、肥料、きのご類の栽培のために使用される固形状の培地、炭化の過程を経て製造される燃料及び還元剤、油脂、油脂製品、エタノール、メタン

応募方法

- ①事業の募集要領・実施要綱・交付要綱の内容を

農林水産省ホームページで確認

- ②事業実施計画書を作成

(事業実施計画書は農林水産省ホームページにて取得できます。)

- ③応募期限までに、正1部、副1部を以下の問い合わせ先に提出

(原則として郵送又は宅配便。FAXや電子メールは不可)

応募期間：令和2年3月10日（火）～24日（火）17時 必着

※応募のあったものから順次手続きを開始し、本対策の事業費がなくなり次第、募集を終了します。

・正1部、副1部ともに、押印が直接なされたものが必要です。
・事業実施計画書を郵送する場合、簡易書留、特定記録等、配達されたことが証明できる方法にしてください。



食べものに、
もったいないを、
もういちど。

NO-FOODLOSS PROJECT

問い合わせ先：〒100-8950東京都千代田区霞が関1-2-1

農林水産省食料産業局バイオマス循環資源課（北別館6階ドアNo.北610）

電話番号：03-3502-8111（内線：4315）

FAX：03-6738-6552

農林水産省：https://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syoku_loss/foodbank.html#foodbank

ホームページ ↑詳細はホームページで御確認ください。

QRコードからもホームページを確認できます→

